射水市監査委員告示第 9 号

定例監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準(令和2年射水市監査委員告示第6号)に準拠して令和2年7月に実施した市民病院(経営管理課、医事課)の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年7月22日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監查委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 堀 義 治

定例監査結果報告

第1 監査の概要

- 1 監査の対象及び選定理由
- (1) 監査の対象

市民病院(経営管理課、医事課)

(2) 選定理由

射水市民病院の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間(監査範囲)	
監査委員監査	経営管理課	令和元年7月4日から7月17日まで	
	医事課	(平成30年度執行分)	

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和元年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点		
(1)必要性の乏しい支出をする	ア 支出負担行為は予算執行計画及び予算配当		
リスク	に基づいているか。また、その額を超えていな		
	いか。		
	イ 不経済な支出及びその他不適当と認められ		
	る支出はないか。		
	ウ 事務処理が遅延したため、延滞利息を支払っ		
	ているものはないか。		
	エ 消費税及び地方消費税の計算は適正に行わ		
	れているか。		
	オ 議会の議決に付すべき事由による支出は適		
	正にその手続きがなされているか。		
	カ 特に年度末において当面必要としない物品		
	を購入していないか。		
(2)契約が適法に履行されない	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。		
リスク	イ 随意契約による場合は原則として2人以上		
	の者から見積書を徴しているか。		
	また、例外的に1人の者から見積書を徴する		

時は、その理由は適正か。		
ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実か		
つ的確に整備されているか。		
また、これらの内容は適正か。		
エ 年間契約などの支払の時期設定は適切か。		
オ 検査の実施時期に遅れはないか。		

4 監査の実施内容

射水市民病院の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ご とに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関 係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和2年7月3日から同年7月17日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 経営管理課

経営管理課は、病院事業の予算及び決算に係る事務をしており、主として次のような事務が行われている。

- ① 病院事業会計の出納及び資金の運用に関する事務
- ② 病院職員の人事、給与、服務等に関する事務
- ③ 病院施設の維持管理に関する事務

(2) 医事課

医事課は、医療事務の維持管理を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 患者の受付及び入退院に関する事務
- ② 薬品の出納管理に関する事務
- ③ 処方箋の保管や管理に関する事務

2 監査対象局と職員数

(1) 部署別及び職種別の直近の人員数 (単位:名)

	経営管理課	医事課
	(事務局長含む)	
職員数	9	4

(2) 監査対象局職員数の直近数年間の推移

(単位:名)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
職員数	1 3	1 4	1 4

3 決算状況 ※決算額は決算書の数字

(1) 病院事業

ア 収益的収入及び支出

(単位:千円)

区分	決算見込額	決算額		
	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
病院事業収益	3, 493, 778	3, 409, 529	3, 340, 511	3, 387, 060
病院事業費用	3, 781, 745	3, 784, 564	3, 763, 472	4, 873, 343

イ 資本的収入及び支出

区分	決算見込額	決算額		
	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
資本的収入	473, 246	347, 752	445, 297	1, 091, 319
資本的支出	666, 326	535, 954	646, 204	1, 201, 415

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については記述を省略した。

○意 見

- (1)厳しい経営環境の中、診療材料管理システム等の導入により経費の削減に努めていることは評価できる。新型コロナウイルスや気候変動等による経営の悪化はやむを得ない面もあるが、経営分析表の数値改善に向け、具体的な対策を立てて取組まれたい。今後は義務的経費の増嵩が必至になるので、実態に合った収支目標と収支改善策を盛り込んだ財政計画を早急に作成されたい。
- (2) 病床利用率が近年70%以下となっていることを深刻に受け止め、中長期的な観点から病床数の見直しや診療科の選択等、抜本的な改革を検討されるとともに、より特色ある医療体制を構築されたい。
- (3) 引き続き、内科医師の確保に努めるとともに、全職員がこれまで以上に危機感を持って、費用に見合った収益の確保に一致団結して取り組まれたい。

(経営管理課)